

「人道的介入」における'Question of the Right Authority' について

法学部二年 小林幹

目次

- I. はじめに
 - A. 本稿のテーマ
 - B. 現代国際社会での要請
 - C. 本稿の構成
- II. 現行解釈上の合法性の検討
 - A. 問題となる法的論点
 - 1. 法源
 - 2. 論点
 - B. 従来の国連システムの検討
 - 1. 安全保障理事会
 - 2. 自衛権の行使
 - 3. 武力行使の範囲
- III. 新解釈（従来のシステム上予定されていなかった解釈）の検討
 - A. 過去の事例
 - 事例①米英仏－イラク
 - 事例②ECOWAS－リベリア
 - 事例③NATO－コソボ
 - B. 憲章制定時予定されていなかった正当化理論の検討
 - 1. 慣習国際法
 - 2. 根本的な主権概念の転換
 - 3. 総会決議による授権
 - 4. 憲章2条4項の解釈変更
 - 5. 地域機関による行動
- IV. 自説
 - A. まとめ
 - B. おわりに－国際法の限界－

I. はじめに

A. 本稿のテーマ

本稿のテーマは人道的介入において「誰が」合法的に介入を決定できるかという、いわゆる'Question of the Right Authority' について、実定法の解釈面から明らかにすることである¹。

人道的介入の合法性の問題は、国家主権という根本的な国際法概念が関係するためか、法律論というよりも政治的・道徳的・哲学的な問題として論じられる傾向がある²。しかし、法的問題でもある以上、実定法の解釈論として、裁判の場において適用しうる法規範を明確にする必要がある。

人道的介入は軍隊を派遣するという形での武力行使を必然的に伴うため、武力不行使原則の例外の問題という形で議論されるのが一般である³。この点につき、人道的介入の合法性が国際司法裁判所に持ち込まれた例は1999年の「武力行使の合法性に関する事件」のみであるが、この事件では管轄権が認められず訴訟が受理されなかった⁴。そのため、現在にいたるまで未だ公権的な判断は存在しない。

また、人道危機への対処の必要性を認めた上で、その慎重性確保の方策と介入方法の検討が中心的な問題と考える論者も多く⁵、これらの具体的な方法論は議論し尽くされている観がある⁶のに対し、介入の正当化理論が実定法レベルで

¹ 本稿では「人道的介入」という用語を「ある主権国家内で、その国民が大規模かつ深刻な人道危機に瀕している状況がある場合、国際連合あるいは国家（群）がその状況に対処しようとして行う、強制的な武力の行使」という意味で用いる。定義に関しては次を参考にした。

L. Holzgrefe, *The Humanitarian Intervention Debate*, in HUMANITARIAN INTERVENTION: ETHICAL, LEGAL, AND POLITICAL DILEMMAS (J. L. Holzgrefe & Robert O. Keohane eds., 2003).

² M. Glennon, *The New Interventionism: The Search for a Just International Law*. 78 no.3 Foreign Affairs, p.7 (1999); Henkin, *Editorial Comments: Nato's Kosovo Intervention – Kosovo and the Law of 'Humanitarian Intervention'*, 93, no.4 AJIL p.828 (1999); 饗場和彦「人道的介入における「違法だが正当」とする概念について」『国際公共政策研究』13巻1号1頁（2008年）。

³ C. GRAY, INTERNATIONAL LAW AND THE USE OF FORCE, p. 24 (2d ed., 2004).

⁴ Legality of Use of Force (Yugoslavia/ Belgium), 1999 I.C.J. (June.2).

⁵ TESON, HUMANITARIAN INTERVENTION: AN INQUIRY INTO LAW AND MORALITY (2nd edn, 1997); Charney, *Anticipatory Humanitarian Intervention in Kosovo*, 93 AJIL p.834 (1999); Stromseth, *Rethinking Humanitarian Intervention: The Case for Incremental Change*, in HUMANITARIAN INTERVENTION 232 (Holzgrefe & Keohane eds., 2003).

⁶ 慎重性確保のための介入基準としては以下の4要件が必要という点で議論の一致が見られる。すなわち、1) 国連機関による人道危機の認定、2) 領域国による危機を防止する意思

体系的に整理・検討されていない。

以上の問題意識から、人道的介入の正当化理論を実定法の側面から明らかにすることを本稿のテーマとする。

B. 現代国際社会での要請

他国の介入を必要とする程の人道危機が生じる場合としては、1)独裁政権により一部集団が迫害をうけている、2)内戦・貧困・飢餓等の理由により政権が実効的支配を失っている、といった状況が想定される⁷。

現在人権状況が問題とされており、将来的に介入を必要とする人道危機が発生する可能性のある国・地域としては、中央アフリカ（スーダン）、東南アジア（タイ、ミャンマー）、チベット、チェチェン、北朝鮮等が挙げられる⁸。こうした地域は中東と違って石油などの利害が少なく、北朝鮮を除き大国にとって同地域の治安安定に関心が払われず、比較的見過ごされている地域であるといえる。

人道的介入の議論は過去の事例の検討に終始しがちであるが、こうした今後必要とする地域の特性を踏まえた法理論を構成することが必要であると考えられる。

II. 従来 of 国連システム上での合法性の検討

A. 問題となる法的論点

1. 法源

国際法の法源には大きく2つ：条約法と慣習法がある⁹。国連憲章は192カ国が加入している最も影響の大きい条約法であり、特に武力行使の規則に関しては国連憲章2条4項がそのまま慣習国際法化している¹⁰。よって以下国連憲章の

能力の欠如、3)代替手段の欠如 4)手段の均衡性である。こうした議論については以下を参照。
The International Commission on Intervention and State Sovereignty, *Responsibility to Protect* (Ottawa: International Development Research Center, 2001), p. 32-50 [hereinafter, *Responsibility to Protect*]; *A more secure world: our shared responsibility; Report of the High-level Panel on Threats, Challenges and Change*, para. 207, U.N. Doc. A/59/565 (2 Dec. 2004); *In larger freedom: towards development, security and human rights for all*, para. 126, U.N. Doc. A/59/2005, (21 March 2005); *UK Materials on International Law*, 72 BYIL p.695-6 (2000).

⁷ *Id.*

⁸ Reports of the International Commission of Inquiry on Darfur to the United Nations Secretary-General, at <http://www.ohchr.org/english/docs/darfur_report.doc> (last visited Apr. 12, 2008).

⁹ 山本草二『国際法[新版]』42頁（2007年）。

¹⁰ *Report on the International Law Commission on its 53d Sess*, p.283, UN Doc. A/56/10, (2001).

みを検討する。

2. 論点

人道危機に対処するという性質上、人道的介入には軍隊の派遣が不可欠である。一方的な軍隊の派遣は、憲章 2 条 4 項上禁止される「武力行使」に含まれるため、目的が何であれ原則として憲章違反である¹¹。他にも内政干渉や主権侵害という側面もあるが、これは 2 条 4 項に包含されている¹²。よって以下、人道的介入が国連憲章 2 条 4 項の例外にならないか検討する。

B. 従来の国連システムの検討

1. 安全保障理事会

憲章 25 条に基づき、国連加盟国は安保理の決定に拘束される¹³ため、安保理の授權に基づく行動であれば違法とはならない。

これが集団安全保障体制の中核を担う制度であり、言うまでもなく人道危機に対しても安保理を通じて行動することが望ましい。しかし問題点は、常任理事国の拒否権発動により安保理が授權決議を行えない事態が数多く見られる点である¹⁴。この点につき、大規模な人権侵害と民族浄化への対処に関しては拒否権の発動を自粛する「行動準則」を常任理事国間で採択するとの提案が頻繁になされており¹⁵、最も望ましい解決法であるといえるが、実際にはそのような合意が得られる見込みは無い。人道的介入論はまさにこのような安保理機能の現状に対処するために存在する。

2. 自衛権の行使

現行国連制度上、安保理による授權以外の事由による武力不行使原則の唯一の例外であり、憲章 51 条に規定する自衛権の行使として認められた場合、当該武力行使は違法ではない¹⁶。しかし、発動には国家への武力攻撃の存在が必要と

¹¹ 現実に国家に対する攻撃は行わず、地域住民の護衛や警察活動にとどまる場合であっても「武力の行使」には該当する。*Declaration on the Inadmissibility of Intervention in the Domestic Affairs of States and the Protection of Their Independence and Sovereignty*, U.N. Doc. A/Res/2625 (XXV), (1965); J.P.COT & A.PELLET, COMMENTAIRE ARTICLE PAR ARTICLE p.185 - 200.

¹² Gray, *supra* note 3, p. 42.

¹³ UN Charter, art. 25.

¹⁴ SHAW, INTERNATIONAL LAW p. 1085 (5th ed., 2003).

¹⁵ *Responsibility to Protect*, *supra* note 6, paras. 6.13-6.21; *A more secure world*, *supra* note 6, para. 256; *In larger freedom*, *supra* note 6, para. 126.

¹⁶ UN Charter, art. 51.

される¹⁷ため、一国内での人道危機に対処する人道的介入の正当化事由としては不適當である。

3. 武力行使の範囲

以上の考察から明らかなように、従来のシステムでは安保理が拒否権により機能麻痺している場合、人道目的であっても武力行使は合法化されない。そこで、次の III で挙げる様々な論理構成が主張されることになるが、2 条 4 項で禁止される武力行使の範囲に着目し、それらに依拠するまでもなく、人道目的での武力行使は 2 条 4 項違反を構成しないとす説が存在する。

これは 2 条 4 項で禁止される「武力行使」の定義を文言から制限的に解釈する理論である。文言は「領土保全又は政治的独立に対するもの、また、国際連合の目的と両立しない他のあらゆる方法による武力の行使を慎まなければならない¹⁸」としているのみであり、人権保護を目的とし、他国の独立を脅かさない武力行使まで禁止するものとは解釈されないとする¹⁹。

しかし、憲章の起草過程において、こうした文言は禁止される武力行使の範囲を限定するものではないことが確認されている²⁰ことから、文言の意味のみを捉えてこうした制限解釈を行うことは妥当ではなく、やはり従来のシステムでは人道的介入を合法化することはできないといえよう。

III. 新解釈（国連システム上予定されていなかった解釈）の検討

II での検討から、現行システムでは人道的介入を合法化する余地はないことが明らかになった。よって次に、憲章制定後の人道的介入の実行、及びそれらの実行から主張されるにいたった合法化理論について検討する。

A. 過去の事例²¹

まず人道的介入として主張・評価されているものを、年代を追って紹介する。

事例① イラクでのクルド人弾圧に対する介入（1990 年）

主体：アメリカ、イギリス、フランス

経緯：湾岸戦争後、フセイン政権に対し自治拡大を要求したクルド人が弾圧

¹⁷ Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (U.S. / Nicaragua), 1986 I.C.J. 13, 107 (June 27).

¹⁸ UN Charter, art. 2(4).

¹⁹ J. STONE, *AGGRESSION AND WORLD ORDER – A CRITIQUE OF UNITED NATIONS THEORIES OF AGGRESSION* -, p. 42 (1958); R. B. Lillich, 'Forcible Self-Help by States to Protect Human Rights', 53 *IOWA L. REV.*, pp.336 (1967) .

²⁰ I. BROWNLIE, *INTERNATIONAL LAW AND USE OF FORCE BY STATES*, p.267 (1963).

²¹ これらの事例を詳細に説明したものとして、Gray, *supra* note 3.

を受ける事態が発生し、安保理で介入を認める決議が提案されたが、ロシア・中国の拒否により、危機を認定する決議 688 が出されるにとどまった。こうした状況に対し、安保理による明示の授權が無かったにもかかわらず、米英が軍隊を北部イラクへ派遣、難民キャンプ設置や人道救援団体の安全確保行動を行った。その後、キャンプ自体はイラクの同意を得て国連活動として引き継がれたが、米英はキャンプ周辺に「飛行禁止区域」を一方的に設置。当該区域を飛行するイラク軍機を撃墜した。92 年以降には南部イラクにも「飛行禁止区域」を設置し、同様にイラク機の撃墜が行われた。

主張：米仏は「イラク政府が安保理決議の履行を拒否したこと」を理由に行動は正当化されると主張。英は当初同様の立場であったが、93 年以降は人道危機を回避するためやむを得ない行動として正当化されるとの立場をとっている。

評価：決議 688 の起草段階では介入に拒否感を示したロシアや中国も、難民キャンプ設置行動に至った際にはやむを得ない行動であるとして容認した。他の国連加盟国も同様であり、総会・安保理において何の非難もなされなかった。ただし、「飛行禁止区域」設置以降の行動については、必要性を欠く行動であるとしてロシアや中国等から激しい非難がなされた。

事例② リベリア内戦に対する ECOWAS の介入 (1991 年)

主体：ECOWAS (西アフリカ経済共同体)

経緯：リベリアで続いていた内戦が悲壮な状況を呈するにつれ、周辺国にも難民流出や反政府勢力の活動活性化等の影響が甚大なものとなり始めた。リベリア政府は自ら安保理に介入を求めたが、議題に入れることすら拒否された。

ECOWAS は経済交流を目的として発足した機関であったが、後の議定書により加盟国への軍事介入についても規定していた。リベリアでの状況がこの議定書に該当するものであったかは微妙だったが、ECOWAS の決議を受けたガーナ・ナイジェリアがリベリア政府の同意、安保理の授權無く軍隊を派遣し武器の回収などの治安回復活動を行った。再建活動については 93 年以降国連に引き継がれた。

主張：ECOWAS 加盟国は介入の根拠を議定書に求めることは無く、人道危機が放置され悪化する事態を避けるためにやむを得ない措置であったとしている。

評価：安保理決議 1162 において介入は「支持」「称賛」され、国連総会においても多数の国家が介入を支持した。

事例③ コソボでの民族浄化発生に対する NATO の介入 (1999 年)

主体：NATO

経緯：多民族の連邦国家であるユーゴスラビア共和国では、独立以来民族間の衝突が繰り返されていた。中でもコソボ自治州に住むアルバニア系住民は「コソボ解放軍」を結成し独立運動を展開していたが、ユーゴ軍が無差別の軍事攻

撃によりこれを平定しようとした結果、30 万人以上のアルバニア系難民が発生していた。事態を受け開かれた安保理では軍事行動の授權を意味する「必要なあらゆる手段」を許可する提案がなされたが、ロシアの拒否権により却下された。その後も民族浄化の動きが止まなかったため、NATO は安保理の許可を得ないまま空爆を行った。再建活動については、空爆の直後から国連が介入しこれを行った²²。

主張：NATO 加盟国においても正当化の主張は多様であり、米仏は「安保理決議の不履行をもって正当化される」としている。人道目的に言及した国家としては、英「差し迫った人道危機を回避するための行動として正当化される」、ベルギー「人道目的での軍隊の派遣は2条4項に違反しない」がある。

評価：空爆という手段による介入であった点が特に問題とされ、ロシア・中国・インド・ベラルーシ等の国家が激しく非難した。

B. 憲章制定時予定されていなかった正当化理論の検討

1. 慣習国際法の確立

Greenwood ら、人道的介入を合法とする論者の一部は、III-A で挙げた実行から人道的介入を認める慣習法が形成されたと主張する²³。しかしながら、慣習国際法の成立には法的信念を伴った広範な国家実行が必要とされる²⁴が、先の事例においてはいずれも介入国の間において人道的介入としての法的信念を確認することはできない²⁵。更に、2000 年には途上国 132 カ国が「いわゆる人道的介入の慣習法上確立しているとの権利を認めない」とする決議を全会一致で採択している²⁶点から広範な国家実行が存在するというともできず、慣習法が確立しているとは明らかに言えない。

2. 根本的な主権概念の転換

国際委員会などの場において人道的介入に関して近年強く主張されているの

²² 安保理決議 1244 に基づき設置された「国際安全保障部隊」(KFOR)。

²³ C. Greenwood, *International Law and the NATO Intervention in Kosovo – Memorandum Submitted to the Foreign Affairs Committee of the House of Commons* – 49 ICLQ PP. 929-931 (2000).

²⁴ North Sea Continental Shelf case (Gen / Den. ; Netherland), 1969, I.C.J. 3, 43.

²⁵ K. Tetzlaff, *Humanitarian intervention post Kosovo: Does a right to humanitarian intervention exist in customary international law after Kosovo?* 4 THE N.Z. POSTGRADUATE L. E-JOURNAL 32-40 (2007).

²⁶ Group of 77 Declaration of the South Summit (2000), para. 4, Group of 77 at <http://www.g77org/Docs/Declaration_G77summit.htm> (at 15 February 2005).

が、「保護する責任」の概念である。人道的介入の「権利」という従来の捉え方では濫用の危険性を免れえない、という問題意識から提案された概念であり、国家及び国際社会には人権を守る責任があり、領域国にその責任が果たせない場合には国際社会が責任を果たさねばならないとする²⁷。2001年に国際委員会が作成したレポート²⁸で明らかにされ、概念は国連事務総長報告書や総会などにおいて繰り返し採用されている²⁹。伝統的に他国への介入に拒否感を示してきた中国やロシアも一定程度の理解を示しており³⁰、現在認められる方向に動いているといえる。

しかしながら、条約は存在せず、慣習法化していないことが中国・ロシア等多数の国家により強調されている³¹ことから、法的根拠を有するとはいえない。将来的な議論の集約の形としては理想的であるが、まだ発展途上の概念であるといえよう。

3. 総会決議による授権

安保理が機能しない場合、次に国際の平和と安全に責任を持つのは国連総会である³²。そこで、朝鮮戦争の際に見られた「平和のための結集」決議により人道的介入を行うべきであるとする主張がある³³。

しかしそもそも、総会に強制行動を授権する権限はない³⁴。また、仮に権限が肯定されるとしても、現代国際社会のパワーバランスを鑑みるに、安保理が機能不全に陥る状況では総会での決議に要する3分の2多数の支持を得ることは困難であるため、現実的な解決策とは言えないであろう。

²⁷ *Responsibility to Protect*, *supra* note 6.

²⁸ *Id.*

²⁹ *In larger freedom*, *supra* note 6; “2005 World summit Outcome,” UN Doc. A/RES/60/1 (16 September 2005).

³⁰ The international Commission on Intervention and State Sovereignty, *Responsibility to Protect: Research, Bibliography, Background: Supplementary Volume to the Report of the International Commission on Intervention and State Responsibility* (Ottawa: International Development Center, 2001), 349-398.

³¹ UN Doc. A/59/PV.86, p.5; UN Doc. A/59/PV.87, pp.17-18; UN Doc. A/59/PV.89, p.22; UN Doc. A/59/PV.90, p.19.

³² SHAW, *supra* note 14, p. 1089.

³³ *Responsibility to protect*, *supra* note 6, para 6-4.

³⁴ *Certain Expenses of the United Nations*, 1962, I.C.J. 151, 165 (July 20); SHAW, *supra* note 14, at 1089; COT & PELLET, *supra* note 11, p.350-356.

4. 憲章2条4項の解釈変更

条約法条約31条3項(b)における解釈規則「条約の解釈につき後に生じた慣行であって、加盟国の合意を確立するもの³⁵」により憲章2条4項の新解釈が確立したとする理論である。この説によると、III-Aで紹介したイラク及びリベリアの例において、直後の総会や安保理において何の非難も行われなかったという「黙認」が全国家の間で確認されることを論拠に、新たな解釈が確立したとされる³⁶。

これに関しては、現代国際法の根本規則である武力不行使原則を黙認程度の国家慣行により変更可能であるのか、という点に重大な問題がある。確かに、憲章の解釈に「後に生じた慣行」の規則が援用でき、黙認も慣行に含まれることはICJ判例により確認されている³⁷。しかし判例はいずれも総会や安保理における決議の集積を持って慣行の形成を認めており³⁸、何の決議もない状態において、わずか二つの事例に対する黙認のみで解釈変更とするのは説得力に欠ける。更に、こうした解釈を認めればあらゆる国が介入可能となるため、政治的影響力の拡大を背景とした大国による濫用の危険性が容易に想定される³⁹。この理論が実現するには、総会又は安保理における、恣意性を排除できる介入要件を示す決議の集積が不可欠であろう⁴⁰。

5. 地域的機関による行動

国連憲章は52条、53条において地域機関についての規定を設けており、強制行動については53条に規定している⁴¹。53条では安保理の授權を強制行動の要件としているが、III-Aにおけるリベリアの事例からも明らかなように、必ずし

³⁵ The Vienna Convention on the Law of Treaties, May 23, 1969, art.31-3(b), 1155 U.N.T.S. 33

³⁶ N. D. White, *The legality of Bombing in the Name of Humanity*, 5 JOURNAL OF CONFLICT AND SECURITY LAW pp. 27-28 (2000); P. Hilpold, *Humanitarian Intervention: Is There a Need for a Legal Reappraisal?* 12 EIJL p.443 (2001); A. C. Arend, *International Law and Rogue States: The Failure of the Charter Framework*, 36 NEW ENGLAND L. REV. p.749 (2003).

³⁷ *Certain Expenses of the United Nations*, *supra* note 34, p. 160; *Legal consequences for States of the Continued Presence of South Africa in Namibia (South West Africa) notwithstanding Security Council Resolution 276 (1970)*, 1971, I.C.J. 16, 22.

³⁸ *Ibid.*

³⁹ *Responsibility to Protect*, *supra* note 6, paras. 6.28-6.40.

⁴⁰ この点につき近年では、2で検討した「保護する責任」レポートを受け、事務総長諮問委員会や事務総長によって具体的な介入要件を示した報告書が作成されており、この動きが総会決議や安保理決議に反映されることが待たれる。 *A more secure world*, *supra* note 6, para 207; *In larger freedom*, *supra* note 6, para 126.

⁴¹ UN Charter, art. 52,53.

も明示かつ事前である必要はないと考えられる⁴²。

確かに憲章の起草段階においては、地域主義を排除して安保理制度による普遍主義が志向されており、53条の文言が「安保理は…地域機関を利用することができる(Security Council shall utilize regional agencies for enforcement action …)」のようにあいまいなものにされているのはこのためである⁴³。しかし、憲章制定後の実行においては、地域機関による行動が頻繁に行われている⁴⁴。また国連においても、地域の平和と安全に最も敏感であり、迅速かつ適切な対処が見込まれることを理由に、人道危機への対処は地域機関を通じて行われることが有益であると宣言されている⁴⁵。

この理論の問題点としては、まず根本的な問題として地域機関が存在しない地域において人道危機が発生した場合の解決策にはならない、という点が挙げられる。また仮にその点をおくとしても、53条が文言上明らかに安保理の授權を必要としている以上、いかに介入方法が適切であったとしても安保理による後の承認や授權決議が出されなければそれだけで事後に違法とされる恐れが存在する。

このように、安保理のコントロール下での行動である点、及び地域内の行動であることから成功率の高い対処が見込まれる点から合理的な対処手段であると考えられるが、指摘したような理論上の難点も存在する。

⁴² *Responsibility to Protect*, *supra* note 6, paras. 6.13-21.

⁴³ COT & PELLET, *supra* note 11, p.968-972.

⁴⁴ 地域配分を鑑みても、OAS（米州）、AU（アフリカ連合）、ECOWAS（西アフリカ）、LA（アラブ諸国）、CIS（旧ソ連構成国）、NATO（欧米）等、地球上ほぼ全ての地域において地域機関の活動が確認される。それぞれについて詳しくは以下を参照。Akehurst, *Enforcement Action by Regional Agencies, with special reference to the Organization of American States*, 42 BYIL p.175 (1967); Naldi, *Peacekeeping Attempts by the OAU*, 34 ICLQ p.593 (1985); Cot, *The Role of the Inter-African Peacekeeping Force in Chad*, in THE CURRENT LEGAL REGULATION OF THE USE OF FORCE P.167 (Cassese ed.,1986); Issele, *The Arab Deterrent Force in Lebanon 1976-83*, *ibid.*, p.179; Pirrone, *The Use of Force in the Framework of the OAS*, *ibid.*, p.223; Weiler, *Armed Intervention in a Dichotomized World: the Case of Grenada*, *ibid.*, p.241; Pogany, *The Arab League and Regional Peacekeeping*, 34 Netherlands ILR p.54 (1987).

⁴⁵ UN Department of Peacekeeping, *Lessons Learned, Cooperation between the United Nations and Regional Organizations/Arrangements in a Peacekeeping Environment: Suggested Principles and Mechanisms (March 1999)*; Kofi A. Annan, *We the people: the role of the United Nations in the twenty century*, U.N.Doc. A/54/2000, paras. 217-219 (27 March 2000).

IV. 自説

A. まとめ

以上の検討から、次の二点が正当化理論として有力であると考えられる。

①C-3 で見た「憲章 2 条 4 項の構成」では実効性が広く確保できる反面、その客観性が犠牲にされる⁴⁶。また、武力不行使原則自体を狭く解するという影響の大きさ故、明示的な全加盟国の合意が確認されることが必要とされ、今後の展開に委ねられている部分が多い。

②他方、C-4.「地域的機関の構成」では相対的に客観性が確保されるが、逆に実効性が犠牲にされる⁴⁷。というのは、結局常任理事国は、ヨーロッパ大陸、ユーラシア大陸、アメリカ大陸に散らばっており、それらの大国が加盟している地域機関においては「大国の拒否権による安保理の機能不全」というこの問題の根本的原因と同じ障害に突き当たってしまうのである。このため、実際に機能するのは先に ECOWAS の事例として紹介したように、アフリカ地域のみであると考えられる。

理論的な妥当性としてはいずれも同程度であると思われる。そこでもう一度本稿のテーマを確認すると、本稿が提供する、「人道的介入の正当化論としての実定法の解釈理論」は、人道危機に介入しようとする国家が存在してこそ意味があるものである。その点を踏まえ実際の国際社会に目を向けると、例えばチェチェンやチベットにはロシアや中国という大国が存在するため、それらの大国と衝突してまでも介入を望む国家は存在しないと言わざるを得ない。

つまり、現状の世界情勢では憲章 2 条 4 項の解釈変更という広い射程を持つ解釈は未だ必要とされていないといえる。現実的に介入の機運が高まりそうな地域は、調査した限りアフリカのみであるため、地域機関の構成でも実効性が確保されるからである。

以上より、現状の武力不行使原則の修正を最小限に食い止め、かつ現実に必要な理論を提供するものとして、「地域的機関の構成」が妥当であるという結論に至る。

B. おわりに

武力行使という重大問題では特に、現実の必要性とのバランス、射程を考えて解釈を定めなければならない。その問題意識から、上記のような結論に至ったわけであるが、NATO が行動を起こした際、ユーゴスラビアという遠隔かつ資

⁴⁶ *Responsibility to Protect*, *supra* note 6, paras 6.28-6.40.

⁴⁷ ①及び②における客観性と実効性の関係については、補足資料を参照のこと。

源価値も無い国家にアメリカが軍隊を派遣したように、世論が動くことにより政治指導者が介入を決断する場合⁴⁸もあるだろう。今後も市民が、国家の外交政策に影響を与えることが活発になることがあれば、憲章 2 条 4 項の原則修正という、より射程の広い解釈理論が必要になると考える。

なお、この論点は日本にとっても重大なものである。合憲性になお争いあるも、日本は後方支援ならば自衛隊の海外派遣が可能とされている。憲法 98 条 2 項により国際法違反の行為に加担することは出来ないが、今後、本論文で示した人道的介入があった場合、その持つ意味を考えて自らの役割を見極め、適切に後方支援要請ができるように、9 条という内向きの議論だけでなく国際法上の観点も注視する必要がある。

最後に、本稿でテーマとした理論は他国領域内での人道危機に対する介入を望む国がある場合を念頭においている。すなわち、場合によって人道危機が見過ごされうることもあるということを前提としている。言うまでも無く地上に降りての人道的介入は、軍人のみならず政策決定者にとっても危険を伴うものであり、簡単に決断できるものではない⁴⁹。それにもかかわらず、人道危機への対処のため介入を決断する国家がいる場合に、国連システムにより阻害されることの無いよう解釈論を提供することこそが本稿の目的である。

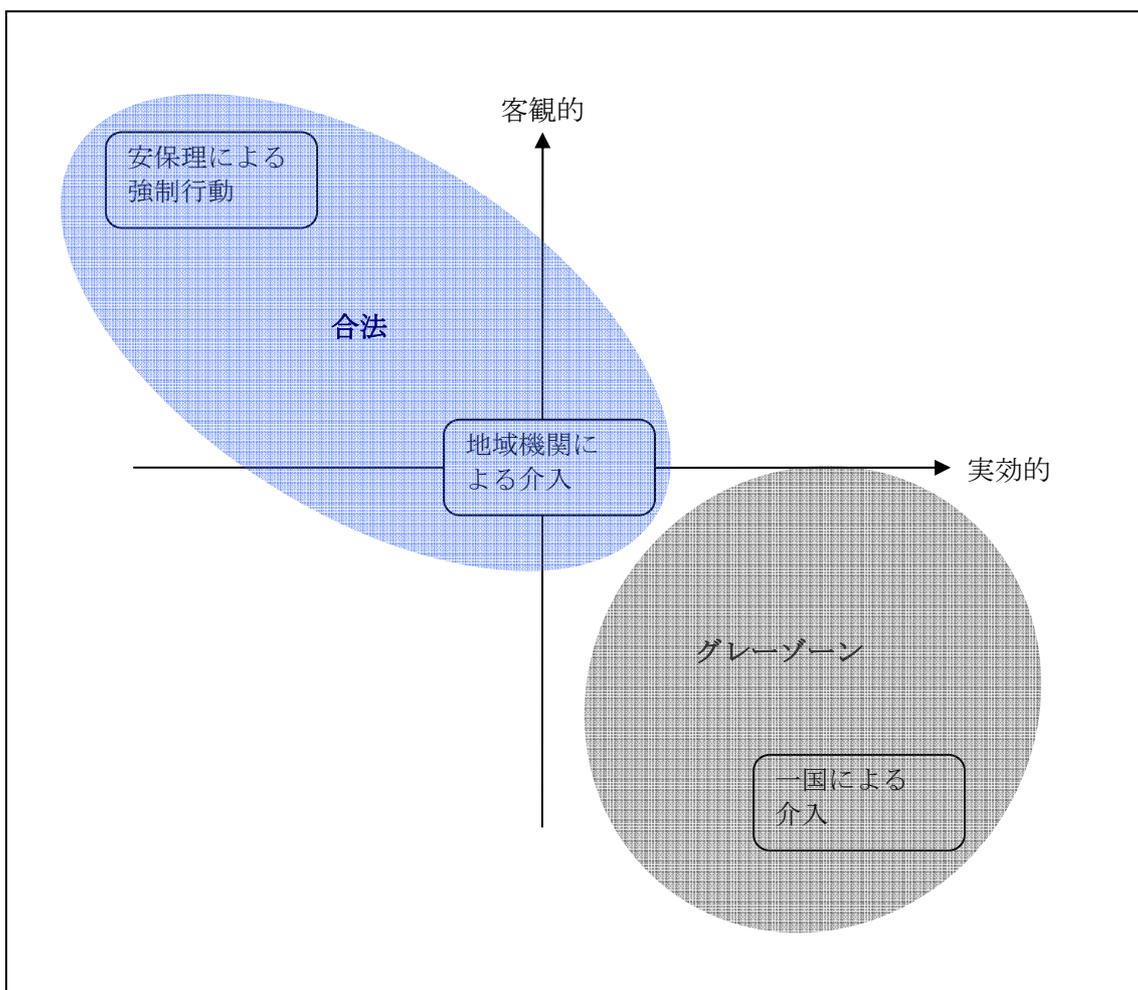
本稿が理論的に支援しようとするのは、尊敬に値すべき利他的行動のみである点を強調して終わりとしたい。

⁴⁸ 高木徹、「戦争広告代理店」、講談社（2000）。

⁴⁹ 最上敏樹、「人道的介入 - 正義の武力行使はあるか - 」、岩波新書（2001）。

【補足資料】

注：脚注 6 で述べた介入手段の要件を満たしていることを前提とする。



* 客観性の意味：人道危機の存在（介入の必要性）に誤りが無いこと。人道的意図であることを示すものではないことに注意。

* 実効性の意味：介入を望む国がある場合に、行動を取りやすいこと。常に人道危機に何らかの措置がとられることを示すものではない点に注意。